

## (2)事業者数及び車両数

令和5年3月31日現在

支局名	一 般								特 定		合 計		貨物軽自動車	
	一 般		(特別積合せ)		霊 柩		計		管内	その他	管内	その他		
	管内	その他	(管内)	(その他)	管内	その他	管内	その他						
愛知	事業者数		444		30		1		445		1		446	( 10 ) < 194 >
	車両数	3,027	108	22	8	99	2	3,126	110	11	0	3,137	110	13,499
静岡	事業者数		313		16		2		315				315	( 6 ) < 66 >
	車両数	1,532	107	7	13	114	4	1,646	111	13		1,659	111	4,819
岐阜	事業者数		96		16		3		99		1		100	( 2 ) < 17 >
	車両数	867	131	15	7	70	3	937	134	6		943	134	2,874
三重	事業者数		156		12		3		159		1		160	( 14 ) < 17 >
	車両数	1,002	99	2	7	50	2	1,052	101	5	2	1,057	103	1,977
福井	事業者数		92		11		2		94				94	( 1 ) < 1 >
	車両数	457	11	1	2	18		475	11	4		479	11	675
中部	事業者数		1,101		85		11		1,112		3		1,115	( 33 ) < 295 >
	車両数	6,885	456	47	37	351	11	7,236	467	39	2	7,275	469	23,844
		154,912	9,091	502	420	1,452	27	156,364	9,118	365	9	156,729	9,127	40,197

注1. 「霊柩」欄の事業者数には霊柩事業者数を計上するため、一般との兼業者については「一般」欄へ計上する。また、車両数については霊柩自動車と一般自動車を各々区別し「一般」欄と「霊柩」欄に計上する。

注2. 「管内」欄には、当該運輸局（総合事務局を含む、以下同じ）管内に主たる事務所を有する事業者数を当該事務所を管轄する支局ごとに計上する。

注3. 「その他」欄の下段には、注2の事業者が当該運輸局管内の他の支局内に営業所が存する場合、当該営業所の所在地を管轄する支局ごとに事業者数を計上する。

また、上段には、当該運輸局管外に主たる事務所を有している事業者が当該運輸局管内の支局内に営業所を存する場合に、当該営業所の所在地を管轄する支局ごとに事業者数を計上する。

注4. 「(特別積合せ)」欄の事業者数及び車両数は、「一般」の欄の内数とする。また、車両数については運行車数を計上する。

注5. 「貨物軽自動車運送事業者」欄の事業者数及び車両数は3段書きとし、上段は( )書きで軽霊柩自動車を保有する事業者数及び車両数を、中段は< >書きでバイク便の事業者数及び車両数を、下段は軽霊柩及びバイク便以外の事業者及び車両数とし、全て外書きとする。